

Title	日英比較からみたコミュニティ再生政策の現状と課題
Author(s)	瀬名, 浩一
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No.42, 2008.8 : 11-50
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4021
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

日英比較からみた コミュニティ再生政策の現状と課題

瀬 名 浩 一

まえがき

第1章 地域政策の日英比較

- 1 日英の中小企業数の推移
- 2 中小企業の地域分布比較
- 3 地域政策の日英比較

第2章 日本のまちづくり組織の現状

- 1 市区町村によるまちづくり
- 2 まちづくり組織の経営
- 3 まちづくり金融

第3章 英国の社会的企業

- 1 社会的企業の歴史
- 2 ソシアル・エンタプライズ
- 3 コミュニティ利益会社

第4章 英国の社会的経済化

- 1 社会資本
- 2 コミュニティ・エンタプライズ
- 3 社会企業家ネットワーク

第5章 英国のコミュニティ再生金融

- 1 社会的投資と社会的配当
- 2 チャリティ銀行
- 3 トリオドス銀行

第6章 日本のまちづくり組織の課題

- 1 地方分権
- 2 人的会社づくり
- 3 コミュニティ投資

あとがき

まえがき

「地域の公共的な課題の解決に資するサービス」に関し、民間委託の可能性について全国の自治体にアンケート調査が行われた。その結果、今後10年程度で高いニーズを充足できると予測される分野は、福祉のみであった。まちづくり、産業振興などでは、期待は高いものの、十分な提供主体は確保できないと回答した自治体が多い⁽¹⁾。

しかし、まちづくりなどコミュニティ再生については、定年退職後の団塊世代が地域にいる時間が増え、実務経験を活かせる機会が増えること、資金面での支援も期待できることから、政策よろしきを得れば、一大産業として花開く可能性が十分あると思われる。問題はその実施組織をどのように創るかという事である。1980年代英国スコットランドの地域再生組織として出発したコミュニティ協同組合が、その後、会社組織の性格を強めながらコミュニティ・ビジネスとして英国全土に普及し、さらに英国のEU加盟に伴う社会的経済圏の影響を受け、新しい会社形態「コミュニティ利益会社」を生み出した歴史は、日本のコミュニティ再生について大きな示唆を与えているように思われる。

以下第1章では、日本の中小企業衰退への処方箋として、英国の「地域再生の要は、企業家文化の創造である」という政策の考え方を取り上げる。次に雇用創出効果が高いと認められる中小企業の動向と地域分布を調べ、最後に日英の1980年代以降の地域政策がそれぞれの国の社会的経済化をどこまで進めているか検討する。

第2章では、日本のコミュニティ再生組織の典型として中心市街地活性化実施機関TMOをとりあげ、その経営が市区町村の意向に制約される構造になっていることを明らかにする。次に地方公共団体および国からの補助金および支援策を検討し、日本では、地域金融機関、協同金融機関がまちづくりに参加する機会が殆ど確保されていないことを指摘し、「地方の社会的経済化」を目指した分権化が必要であることを明らかにする。

第3章では、英国スコットランドの地域再生組織として出発したコミュニティ協同組合はどのように組織されたのかその歴史をたどる。次にグラスゴー市の社会的企業として23年の実績を誇る大企業ワイズ・グループ社の決算資

料からその経営状況を分析する。最後に2005年立法化されたコミュニティ利益会社の設立状況について述べる。

第4章では、コミュニティを構成する個人と個人、個人と組織の間に「信頼」、「相互理解」が生まれれば生まれるほど社会的企業の起業可能性は高まるという「社会資本」の考え方について述べ、社会的経済の活性化に必要な「社会資本」を増やすための政策について明らかにする。次にスコットランド西部ストラスクライデ地方でチャリティ活動を行うコミュニティ・エンタプライズの実情を紹介する。またスコットランドでは、まちづくりを含め社会的企業を新設し経営を軌道に乗せるまで情報とインスピレーションを分かち合うための経営者のネットワーク化が進んでいる。その実態とそこから生まれた経営者教育の実践をケース・スタディする。

第5章では、社会的企業へ供給する資金は、寄付ではなく、特別の配当条件のついた投資と捉えるべきであることを明らかにする。地方公共団体から社会的企業への補助金も投資として捉え直すと、その会計は当然、監査に耐えられるものでなくてはならず、計測され、第三者に報告されなければならない。最後にチャリティ制度改革を支援するチャリティ銀行（Charity Bank）と社会経済セクターを支援するトリオドス銀行（Triodos Bank）を取り上げ両社について経営分析する。

第6章では、社会的起業によるコミュニティの再生政策を大胆に進める英国から日本への示唆として、道州制など大胆な地方分権を実現すること、広く一般市民が出資することにより経営参加する人的会社づくりを促すこと、それらの民間企業が募集する投資をコミュニティ投資として低配当でも応募する社会的責任投資の考え方を普及させる政策が求められていることを述べる。

第1章 地域政策の日英比較

1. 日英の中小企業数の推移

日本の中小企業数については図表1のとおり1986年533万社あったが年々減少し、2004年433万社と18年間で約100万社（マイナス19%）減少している。産業部門別にみると小売業、製造業は実に4割近く減少している。他方英国では、総企業数（うち中小企業は99.8%）は1980年240万社だったが、1990年に

図表1 日本の中小企業数推移（企業ベース）（単位 千社）

	1986	1991	1996	1999	2001	2004	2004年÷1986年
中小企業数	5,327	5,203	5,072	4,836	4,689	4,326	0.81
（小売業）	1,443	1,281	1,196	1,084	1,054	908	0.63
（卸売業）	322	327	284	294	256	252	0.78
（製造業）	776	739	665	605	549	489	0.63

（出典）中小企業白書「産業別規模別事業所・企業数（民営）」

380万社、以後は横ばいで推移し1998年には370万社となった。日本とは逆に18年間で約130万社増加している。その背景には、1980年代の英国で、総需要の高い水準を維持し、資本調達を容易にする政策を実施した結果、中小企業の構造的変化がもたらされた⁽²⁾経験を踏まえ、「政府の目的は、全ての年齢と背景を持つ人々が起業できるような広い基礎をもつ企業化文化を創造することである」（1998年の英国の白書）というその後の英国政府の政策があるように思われる。

2. 中小企業の地域分布比較

日本の中小企業数は、年々減少し最近18年間（1986年から2004年）で約100万社減少したことは前述したが、このように大幅に減少した現在、地域の中小企業は、どの程度地元の雇用を支えているのであろうか。その指標として、県別成人人口1万人あたりの中小企業数を調べたものが図表2である。

最小値は千葉県の276、最大値は福井県の556、約2倍の開きがある。

福井、石川、富山など北陸3県が高いのは繊維など地場企業の伝統が残っているためと思われる。他方、首都圏の千葉、神奈川、埼玉の3県の数値が低いのは、東京の通勤圏のため働く場所と住む場所がずれていること、大企業で働く人の比率が高いことなどの事情があるためと思われる。ただ最近、有効求人倍率0.7未満の道府県として地域再生策も強く求めている北海道、青森、秋田、高知、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄の8道府県の数値を見ると、北海道を除いて7県の数値はいずれも全県平均値419を超えており、この表から中小企業の雇用創出効果が大きいということは必ずしも読み取れない。

図表2 日本の2004年県別成人人口1万人当たり中小企業数（企業ベース）

県名	企業数	県名	企業数	県名	企業数	県名	企業数	県名	企業数
北海道	369	埼玉	316	岐阜	519	鳥取	410	佐賀	431
青森	433	千葉	276	静岡	480	島根	469	長崎	432
岩手	425	東京	490	愛知	434	岡山	385	熊本	399
宮城	389	神奈川	290	三重	419	広島	414	大分	432
秋田	458	新潟	490	滋賀	371	山口	404	宮崎	452
山形	501	富山	482	京都	483	徳島	469	鹿児島	432
福島	448	石川	534	大阪	469	香川	449	沖縄	523
茨城	394	福井	556	兵庫	386	愛媛	453	全県平均	419
栃木	450	山梨	537	奈良	312	高知	474		
群馬	491	長野	499	和歌山	500	福岡	396		

(注1) 分子の都道府県別中小企業数は、総務省「事業所・企業統計調査」（2004年）再編加工
 (注2) 分母の都道府県別成人人口数は、総務省「住民基本台帳人口要覧」（2006年3月末）

図表3 英国の1997年地域別成人人口1万人当たり中小企業数（企業ベース）

地 域	中小企業数	地 域	中小企業数
North East	465	London	1,006
North West	737	South East	960
Merseyside	542	South West	925
Yorkshire/Humber	738	Wales	678
East Midlands	662	Scotland	595
West Midlands	741	Northern Ireland	680
Eastern	890	英国の全国平均	791

(出典) Armstrong and Tailer "REGIONAL ECONOMICS AND POLICY Third Edition" p.275

次に、英国の中小企業数の地域別分布状況をみると図表3の通りである。英国の場合も最高のLondonと最低のNorth Eastとは2倍以上の格差がある。また、南北の格差があることも明らかである。

日本の全国平均値419（2004年）を英国の全国平均値791（1997年）と比べると、日本の成人人口1万人当たりの中小企業数は英国の約半分（53%）の水準である。両国で中小企業の定義が異なり、企業構成も日本は中企業が多く、英国では小企業が多いなどの違い（図表4、図表5）を考慮しても、英国の各地域は日本に比べ中小企業数が多い。ロンドンの企業数は東京都の2倍以上であり、国際都市として提供しているサービスの厚みを反映しているのかもしれない。

図表4 日英企業規模構成比較表（単位：会社数 千社、従業員数 千人）

	日 本 (2004年)				英 国 (1998年)			
	会社数	%	従業員数	%	会社数	%	従業員数	%
小企業	3,777	87.1	9,857	24.9	3,626	99.2	9,652	44.7
中企業	549	12.6	18,230	46.1	25	0.7	2,508	11.6
大企業	12	0.3	11,466	29.0	7	0.2	9,435	43.7
計	4,338	100.0	39,553	100.0	3,658	100.0	21,595	100.0

（出典）日本：中小企業白書

英国：Armstrong and Tailor "REGIONAL ECONOMICS AND POLICY Third Edition" p.266

図表5 日本と英国の中小企業の定義の比較

	日 本	英 国
小企業	従業員20人以下	従業員50人未満
中企業	従業員20～300人 又は、資本金3億円以下	従業員50～249人
大企業	従業員300人以上	従業員250人以上

（出典）日本：中小企業白書

英国：Armstrong and Tailor "REGIONAL ECONOMICS AND POLICY Third Edition" p.268

3. 地域政策の日英比較

(1) 日本の地域政策の中のまちづくり

注目されるのは、1980年7月に当時の通産省が明らかにした「テクノポリス構想」である。テクノポリスは、地域経済の自立と技術立国を目的とし、産

(先端技術産業)と学(学術研究・試験機関)と住(潤いのある快適な生活環境)を一体化ないし調和させる事を目指す「まちづくり」構想であった。83年5月「高度技術工業集積地域開発促進法」として制定され、84年9月までに11地域が承認されている。この時初めて、産業立地政策・地域政策の権限が国から地方へ一部委譲された⁽³⁾。しかしそこには生活基盤をはじめ総合的なまちづくりの視点は最初から欠けていた⁽⁴⁾。1980年代後半になると地域開発政策は以下に挙げるように大いに花開いた。第4次全国総合開発計画の考え方は、過度の東京一極集中を緩和し、多極分散型国土の形成を促進する事であった。1986年5月「民活法」が制定され民間事業者の能力の活用による特定施設の整備が促進された。特定施設とは、リサーチ・コア、テレコム・リサーチ・パーク、ニューメディアセンター、テレコムプラザ、国際見本市市場、国際会議場などである。

1987年5月「リゾート法」が成立しスポーツまたはレクリエーション施設の整備がはかられた。1987年5月「民間都市開発の推進に関する特別措置法」成立に伴い道路、公園、緑地、人工地盤などの整備も促された。1987年9月「社会資本整備特別措置法」制定により、NTT株式の売却収入を活用し社会資本の整備、民活事業等の推進が図られた。ここで社会資本と呼ばれているのは、第3セクターが行う民活法対象事業、テレピア事業などであり、それらの事業会社に対しては政策金融機関からの出資も認められた。

産業立地政策と地域政策の権限が内実を伴って地方へ分権化され始めたのはバブル不況を経た1990年代後半であった⁽⁵⁾。1997年「地域産業集積活性化法」、1998年「中心市街地活性化法」が成立し国から地方への権限委譲がある程度進む中、全国総合開発計画の考え方も改められ、1998年「21世紀の国土のグランドデザイン」が閣議決定された。そこでは、「第4次全国総合開発計画」まで貫かれた太平洋ベルト地帯という一軸への集中を止め、地域の自立、地域間の連携、多様な主体の参加などを内容とする多軸型国土構造へ転換することが謳われた。中でも、「中心市街地活性化法」は、地方公共団体の自主性を活かした「総合的なまちづくり」を狙っていた。

(2) 英国の地域政策の中のまちづくり

英国の地域政策をたどれば、1973年の欧州経済共同体 (EEC) への加盟は英国の地域政策への新しい参加者の出現を意味した。すなわち EEC、英国

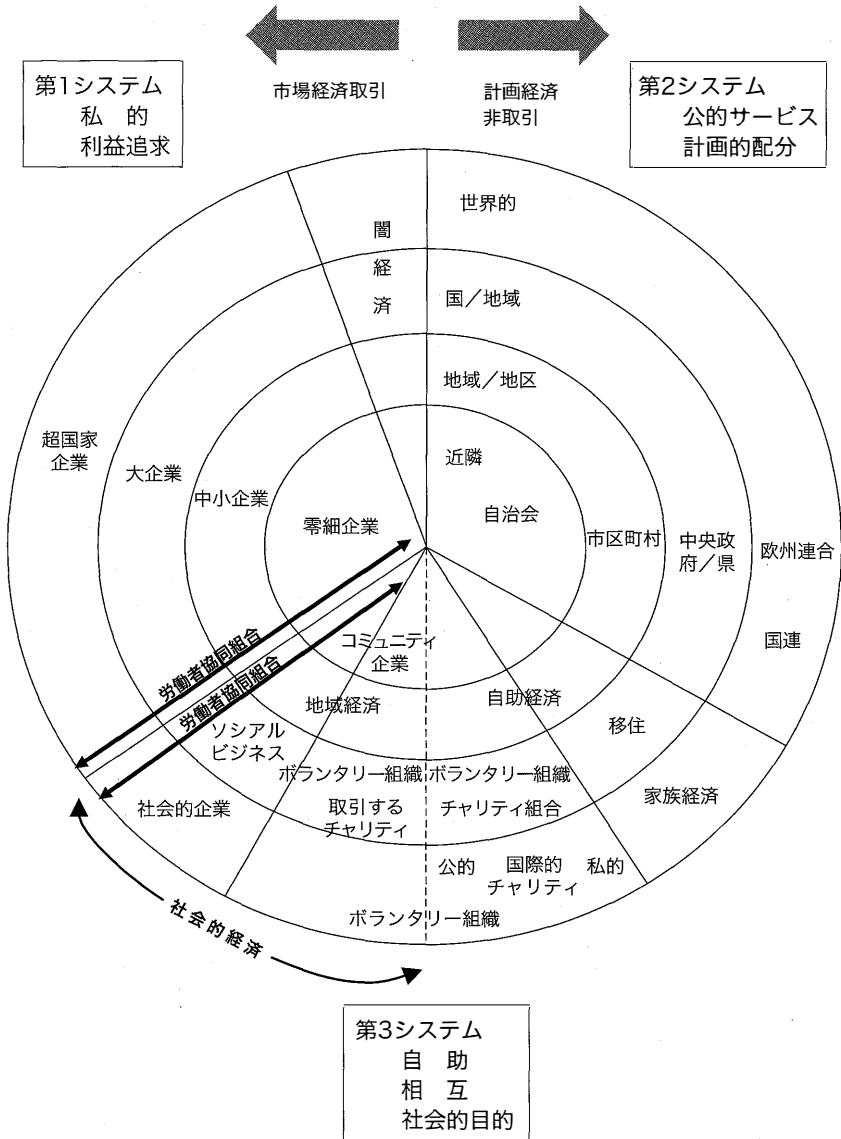
の地方政府機関、英国の地域レベルの機関という3層の参加者ができたということであった。しかし1980年代のサッチャー政権の下では、都市部の支出が増えたのに対し地方の支出は低下し続けた。この増加する都市部の支出を抑制したのは、次に述べる1990年代初頭のCED（Community Economic Development コミュニティ経済開発）政策の出現であった。

1989年EC（欧州共同体）の地域政策投資が注入され、英国内の地域政策に貢献し始めた。1990年代初めにはEU（欧州連合）構造基金の影響により、EUが英国政府に代わって地域政策を主導し、地域開発機構（RDA）、地域開発組織（事業者組織）など地域の組織化も進められ、地域固有の開発への支援が始まった。CEDとよばれる地域政策が生まれた背景には、イ、社会的に締め出された個人の特定の集団（コミュニティ）が広がりつつあったこと、ロ、社会資本の概念に基づく地域開発理論が出現したこと、ハ、地方コミュニティへの本気の取り組み不足など1980年代の地域政策のアプローチへの反省があったことが挙げられる⁽⁶⁾。1995年には、CEDをすでに動き始めていたEUの計画（1994から1999年）に入り込ませるなど劇的な動きもあった。CEDの政策は伝統的地域政策と比べ、a 参加、b 能力構築、c 明確な社会的目標、d 全体的アプローチ、e 地域を基本という5つの原則を重視する⁽⁷⁾。

EU加盟によってもたらされた社会的経済と社会的企業の考え方を説明する図としてジョン・ペアーズ氏が作図したものが図表6である。経済を構成する3つのシステムのうち、自助（Self-Help）と相互（Mutual）と社会的目的（Social Purpose）を目指す第3のシステムのうち市場取引を使った左半分が「社会的経済」と呼ばれる部分である。社会的経済の担い手としては、もともと身近なコミュニティ企業から世界的規模の取引を営むフェアトレードまでが含まれる。また労働者協同組合のようにコミュニティレベルの組織から全国的、世界的規模の連合組織に加わる組織も描かれている⁽⁸⁾。

地域政策の目指す方向を日英間で比較すると、日本の場合、単独で変革に取り組まなければならなかったのに対し、英国は欧州連合から社会的経済化の風を受けて自己改革に取り組むという環境におかれていたという違いが大きいように思われる。

図表6 社会的経済と社会的企業の図 3つの経済システム



(出典) Pears John "Social Enterprise in Anytown" p.25

第2章 日本のまちづくり組織の現状

1. 市区町村によるまちづくり

法律に基づく中心市街地の活性化を図るための仕組みは、以下の通りである⁽⁹⁾。

- (1) 基本方針は主務大臣として農林水産、通商産業、運輸、郵政、建設および自治の各大臣が定める。
- (2) 基本計画は市町村が基本方針に基づき作成。
- (3) 基本計画に定める事業の内容と国等からの支援
 - ① 市街地の整備改善のための事業
土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地の整備事業、公共の用に供する道路、公園、駐車場など
 - ② 商業の活性化のための事業
中核的な商業施設、商業基盤施設の整備、空き店舗の活用、既存店舗・商店街のリニューアルなど
 - ③ 市町村に対し8府省庁は国庫補助、都道府県は助言など
- (4) TMOおよびTMO構想

基本計画にアーケード、駐車場などを整備する中心市街地商店街整備事業などの中小小売商業高度化事業が書いてある場合は、商工会、商工会議所または特定会社*もしくは公益法人などは基本構想を市町村に提出し、認定を求める事が出来る。認定を受ければ認定構想推進事業者(Town Management Organization 以下「TMO」という)としてTMO構想を推進できる。

*特定会社とは、

中小企業者が出資している会社であって、大企業の出資割合などが2分の1未満であり、かつ、地方公共団体が発行済み株式の総数または出資金額の3%以上を所有または出資している会社をいう。

(5) 金融支援

事業に対する貸付として、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、日本政策投資銀行からの金融支援が用意された。

以上の規定を見るとまちづくりの事業主体は、あくまで市町村であり、TMOには殆ど権限がないことがわかる。

次に、市区町村による基本計画の作成、内容および実施状況を調べてみる。

法に基づく基本計画は、図表7の通り2005年度末までの8年間に47都道府県の676市区町村で687地区について作成されている。1県平均15地区作成している。中心市街地の面積規模および市区町村の人口規模により基本計画の作成された地区を分類すると、50ha以上100ha未満の面積規模で人口規模が1万人以上5万人の地区が108地区で最も多くなっている。

また基本計画の内容では、指標として人口、商店数、年間商品販売額などの指標が半分以上の基本計画で記載されていたが、事業所数を記載したものの11.2%、従業者数を記載したものの9.4%に過ぎず、事業を雇用対策として意識している事業者は少ない。

図表7 都道府県別中心市街地活性化基本計画作成数

県名	作成数	県名	作成数	県名	作成数	県名	作成数	県名	作成数
北海道	42	埼玉	34	岐阜	11	鳥取	4	佐賀	7
青森	9	千葉	20	静岡	22	島根	12	長崎	9
岩手	25	東京	17	愛知	26	岡山	6	熊本	24
宮城	15	神奈川	16	三重	11	広島	16	大分	11
秋田	12	新潟	21	滋賀	16	山口	8	宮崎	10
山形	15	富山	20	京都	7	徳島	4	鹿児島	10
福島	26	石川	12	大阪	9	香川	6	沖縄	10
茨城	17	福井	7	兵庫	24	愛媛	13	合計	687
栃木	21	山梨	6	奈良	6	高知	5		
群馬	9	長野	27	和歌山	8	福岡	21		

(出典) 会計検査院報告書「中心市街地プロジェクトの実施状況に関する会計検査の結果について」p.17

地域住民などの意向の把握についてアンケート調査などの実施状況を見ると、455地区のうち318地区では行われていたが、残りの137地区では意向を把握していなかった。また目標の設定については455地区のうち、大多数は「賑わいと回遊性のあるまちづくり」など定性的な目標にとどまり、年間商品販売額や歩行者通行量など具体的な数値目標を設定していた地区は25地区(5.4%)にとどまった。

基本計画に定められた事業の実施状況についてみると(1998年から2000年度までに基本計画が作成された)、455地区についてプロジェクトにかかわる2004年度末までの事業費は、一地区あたり平均142億円である。また事業内容別に見ると市街地の整備改善に関する工事が5兆4千億円(90%)、商業の活性化に関する事業費が6千億円(10%)となっている。さらに事業主体別に実施状況を見ると、市区町村54.1%、都道府県16.4%、国6.0%となり、TMO、商工会、商工会議所、商店街振興組合など民間事業者の割合は23.3%に過ぎない⁽¹⁰⁾。

次にプロジェクト実施機関としての市区町村の人的体制と財務状況を見ると、人的体制については一地区あたりの担当課室数は平均では5.0室、担当職員数は1人から5人が最も多く、ついで6人から10人および21人以上が多く、一地区あたりの平均担当職員数は15.5人となっている。また連絡調整会議は年平均1回未満が最も多く、窓口業務等を一元的に行う組織も民間連携協議会も設置されているのは半数以下の地区である事などからみて意思疎通がはかられているとはいえない⁽¹¹⁾。

財政基盤については635市区町村の2004年度の財政力指数は平均で0.60と全国平均0.46よりは上回っている。経常収支比率は平均89.8%に対し全国平均は90.4%と殆ど差はない。なお市区町村のまちづくり事業の経営に民間の意見が十分反映されていないとの会計検査院からの指摘を踏まえ、2006年中心市街地の活性化協議会の設立を法制化するなどを内容とする法改正がなされた。

2. まちづくり組織の経営⁽¹²⁾

(1) 組織形態

397TMOのうち商工会・商工会議所および公益法人がTMOであるもの(以下「商工会等TMO」という)70%、特定会社がTMOであるもの(以下「特定会社TMO」という)30%となっている。

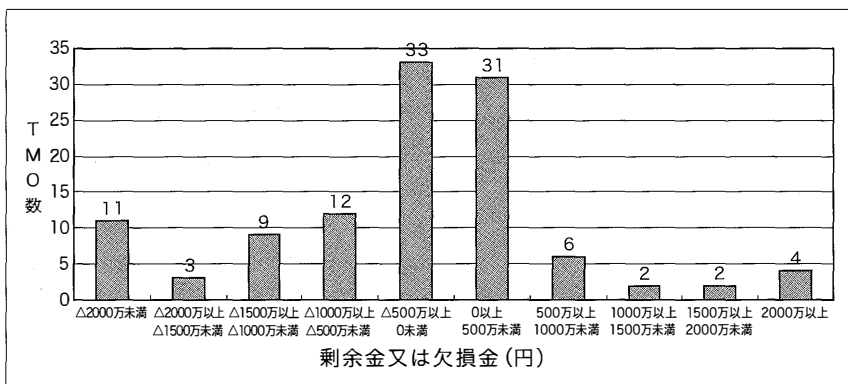
(2) 人的体制

382のTMO（商工会等TMO 265, 特定会社TMO 117）の配置人員数は平均2.8人に過ぎない。103TMO（27%）では従業員1人であった。さらに専任従業員についてみると、一人も置いていないTMOが半数以上の234TMO（61%）となっていた。基本方針では、TMOの組織任務については、市区町村、商店街関係者その他の関係事業者、商工会・商工会議所等の団体、住民など幅広い関係者の代表がその運営・事業推進のための基本的方針の決定に当たるとともに、その具体的な事業の企画、運営などについては、高度の専門性を有する者を事務局に招聘し、または内部に育成して作業に当たらせる事が望ましいとされている。

(3) 財政基盤

325TMO（商工会等TMO 212, 特定会社TMO 113）の2004年度末の財政状況を見ると、商工会等TMOで支出の50%以上を国、都道府県および市町村からの補助金で賄っているものが73%（166TMO）であった。また収益事業を実施しているのは13%（27TMO）に過ぎない。それに対し特定会社TMOの財源については、92%（104TMO）で物品販売事業、駐車場の賃貸または管理事業、店舗等の賃貸事業等の収益事業を実施していた。そしてTMOの活動に係わる支出の50%以上を自主財源でまかなうTMOは70%（79TMO）であった。また113の特定会社TMOの2004年度決算期における期末剰余金または欠損金の状況は図表8の通りであり、半数以上が欠損金を抱えている状況である。

図表8 特定会社TMOの2004年度決算期における剰余金または欠損金の状況



(出典) 会計検査院報告書「中心市街地プロジェクトの実施状況に関する会計検査の結果について」p.44

3. まちづくり金融

(1) 中心市街地において店舗等の商業・サービス施設の整備を行う民間企業などに対する、まちづくりのための金融は、1998年度から2004年度までの7年間で、中小機構による出資等が258億円、中小企業金融公庫、日本政策投資銀行および中小機構による貸付は576億円となっている⁽¹³⁾。

一方、日本も景気回復を迎え積極的な中小企業融資が求められている中、その貸付状況を図表9の業態別の正常債権の推移で見ると、地域銀行はリレーションシップ・バンキング⁽¹⁴⁾の効果もあり、2005年すでに1998年度の水準を越えているが、協同金融は2006年度でも1998年の95%の水準、大手銀行では1998年比で81%の低水準である。

不良債権比率（2006年度）は、地域銀行4.0%、協同金融6.3%、大手銀行1.5%と依然、協同金融の再生が最も遅れている。しかし最近、NPO向け融資、社会貢献預金など「ソーシャル・ファイナンス」に取り組み始めているところもあり注目される。

(2) 他方、英国では、長い間協同組合向け金融機関であったICOF（Industrial Common Ownership Finance Limited）が2005年からコミュニティ企業に対しても支援姿勢を示しており、また第5章で詳しく述べるように、チャリティ銀行が公的資金の援助を受けてチャリティ機関向け融資を積極化したり、トリオドス銀行のように社会的企業への取り組みを積極化させる銀行が現れるなど「第3の経済システム」への日本と英国の金融機関の取り組みの違いが目立ってきている。

図表9 日本の銀行の業態別正常債権の推移（単位 千億円）

(年度)	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
地域銀行	1,814	1,744	1,729	1,703	1,726	1,734	1,765	1,825	1,891
協同金融	893	815	871	863	853	847	838	840	849
大手銀行	3,360	3,299	3,306	2,986	2,667	2,555	2,517	2,616	2,716
合計	6,067	5,858	5,906	5,552	5,246	5,136	5,120	5,281	5,456

- (注) 1. 地域銀行の計数は地方銀行と第二地方銀行の合計。2003年3月以降、埼玉りそな銀行を含む
 2. 協同組織の計数は信用金庫、信用組合等で、信農連等を含まない
 3. 大手銀行の計数は都銀・長信銀・信託銀行の合計

(出典) 金融再生法開示債権等の推移 金融庁HP

第3章 英国の社会的企業

1. 社会的企業の歴史

1965年労働党政権の下、ハイランド・アイランド開発委員会（HIDB）が正式に設置され「コミュニティの崩壊」を防ぐための地域再生が始まった。しかし、トップダウン方式は行き詰まり、1977年ウエスタン・アイルズ（スコットランド沖の離島）のコミュニティ再生に対してはボトムアップ戦略に切り替わった。そこで発見されたものが「地方の企業能力」であり、つくられた組織が「多機能的コミュニティ協同組合」であった。その後他の地域でも組合（1984年までに19組合）ができ、運動が拡大する間に、「地方文化の再発見」と「政治の革新」が意識されるようになった。特に協同組合の出資資本の調達について、地域コミュニティの組合員から集められた出資金額と同額をHIDBが出資する方式を編み出す先駆的努力は評価される。その後保守党政権の下HIDBがHIEへ発展的に解消する中でもコミュニティ協同組合の民主的連帯の源泉は保持された⁽¹⁵⁾。

ジョン・ペアーズ氏によれば、産業共同所有運動（Industrial Common Ownership Movement）が形成された1970年代は、強い理想に燃えた人達、また新しい生活のあり方、働き方を支持していた人達によって新しい協同組合を設立しようという動きがあった。これらの「新しいライフスタイル」を求めその活動分野は幅広かったが、なかでも「住宅」と「総合食料品店」の事業分野で熱心であり、今でも続いている店がある。もちろん協同組合方式の事業経営でたくさんの失敗例もあったが、地方自治体は、失業と戦い、仕事を創りださねばならないため、労働者協同組合やコミュニティ企業を支援してきた。また協同組合開発機関（Co-operative Development Agency）などのネットワークも手厚い支援を行った。しかし協同組合とコミュニティ企業も多くは、出発時から、殆どビジネスの経験のない人が、ビジネスの難しい地域で、雇用の厳しい経済状況の中で、生き残りをかけた戦いを必然的に強いられた。その結果、多くの協同組合ないしコミュニティ企業は生き残り、30年以上たった今でも地域経済に貢献している。その他コミュニティ開発、社会福祉、住宅供給、金融サービス、公共サービスおよびボランティアセクターの肩代わりなど

広範な分野において協同組合とコミュニティ企業は活動している。

しかし、最近十数年、コミュニティ協同組合やコミュニティ企業という名称は「社会的企業」と呼び名が変化してきている。この様な変化の背後には以下に述べる3つの考え方の変化があった⁽¹⁶⁾。

- (1) 「集団行動」を強調することから「起業家個人の活動」を重視することへの変化
- (2) 組織の所有権、対外的説明責任を強調することから組織の「社会的目的」すなわち社員などを重視することへの変化
- (3) 根源的变化を求めて政治的バランスを求めることから単なる仕事を成功させるために手近な技法に頼ることへの変化

2. ソシアル・エンタプライズ

ワイズ・グループ⁽¹⁷⁾は、1984年12月グラスゴー市に設立された有限責任保証会社(Company limited by guarantee)でありチャリティの資格も有している。現在、失業者に職業訓練を施し、有給の訓練生として現場で労働を体験させ、最終的には「一人前の労働者」として労働市場に送り出す仕事を行っている。もう一つの仕事は、スコットランドおよびイングランド北西地域216ヶ所で、疲弊したコミュニティの再生のため、その地域の失業者を雇って住宅の断熱工事などエネルギー効率化工事を行うことにより失業救済と環境対策で貢献している。

具体的には、

- (1) 就職させた人数 2,919人

この人数は目標を369人(14%)上回る。2007年度は3,500人を目標に、8,000社の顧客を相手に取り組んでおり、その中には若者の勤労体験を狙った“New Deal for Young People and the Employment Zone”計画も含まれている。

- (2) 訓練によって資格を得た人数 1,706人

この人数は目標を122人(8%)上回った。

- (3) 再開発地域で訓練生によって完成した成果

- | | |
|-------------|--------|
| ①環境対策用地造成 | 11ヶ所 |
| ②断熱対策作業室の開設 | 3,091室 |
| ③住宅設計図面の完成 | 8,822棟 |

- ④住宅の据付 8,300棟
- ⑤リサイクル・コンピューター 730台
- ⑥リサイクル家具 1,555個

公共工事を受注するに当たっては、価格競争を行うケースが増えているため、原価管理がますます重要となっている。また公共工事の受注が増えるに従い環境対策用地造成の仕事は減っている。

決算報告

特別補助金を含めた総収入は約20百万£（約51億円）経常利益482千£（約1億2千万円）をあげている。その詳細は図表10の通りである。

図表10 収支計算書

(単位 千£)

項 目	2006年度	%	2005年度	%
売上高	4,325		6,423	
補助金	15,974		13,647	
収入合計	20,299	100.0	20,080	100.0
(原材料費)	972		1,056	
(人件費)	12,471	61.4	12,711	63.3
(減価償却費)	541		658	
(その他)	5,866		5,421	
売上原価合計	19,850		19,846	
売上利益	449	2.2	234	1.2
営業外利益	41		11	
営業外費用	8		19	
経常利益	482		226	
税金				
税引後利益	482		226	

図表 11 雇用状況

項 目	2006年度	%	2005年度	%
非正規労働者	399人		528人	
正規労働者	431		421	
合 計	830	100.0	949	100.0

正規労働者の年間平均給与は21,218£（約530万円）である。

図表 12 資金計算書

項 目	2006年度			2005年度
	用途制限なしの 資金	用途制限付きの 資金	資金合計	分類変更後 資金合計
投資収益	41		41	11
チャリティ収益	16,190	3,799	19,989	19,799
収入合計	16,231	3,799	20,030	19,810
チャリティ支出	15,685	4,019	19,704	19,605
管理費支出	64		64	90
支出合計	15,749	4,019	19,768	19,695
収支差額	482	(220)	262	116
固定資産再評価 積立金		2,331	2,331	2,429
資金純移動	482	2,111	2,593	2,545
前期末繰越金	2,943	773	3,716	3,502
次期繰越金	3,425	2,884	6,309	6,047

チャリティ活動資金総額19,989千£（約50億円）の原資の内訳は、図表13の通りである。欧州社会基金（European Social Fund）をはじめ主だった収入源だけでも7種類の資金が投入されている。

図表 13 資金収入内訳 (単位 千£)

チャリティ資金の名称	2006年	
	金額	%
European Social Fund	3,821	19
Training for Work	853	4
New Deal Programmes	2,139	11
NDDP Programmes	3,269	16
Employmentzone	2,205	11
Environmental Programmes	1,160	6
Housing Programmes	2,350	12
Other Project Income	4,233	21
合計	20,030	100

注：投資収益41千£を含む。

図表 14 2006年度貸借対照表 (単位 千£)

資 産		資 本 ・ 負 債	
固定資産		一般資本	3,425
有形資産	4,376	固定資産再評価積立金	2,223
投資	—	条件付ファンド	651
(小計)	(4,376)		
流動資産			
原材料	60		
売掛金	3,691		
現預金	2,830		
(計)	(6,581)		
流動負債	-3,949		
(小計)	(2,632)		
資産合計	7,008		
負債性引当金	-699		
資産計	6,309	資本計	6,309

3. コミュニティ利益会社⁽¹⁸⁾

コミュニティ利益会社規則は、2004年会社法の規定を受けて2005年6月30日に制定され、翌7月1日から施行された。その特徴は、設立登記の際どのような「コミュニティの利益」を目指すのかを説明した定款とコミュニティ・インタレスト・テストが求められること、コミュニティにとって利益となるように自己の資産を使うことが求められること（アセット・ロック）などである。施行後のコミュニティ利益会社の登録数を調べたところ2007年10月末時点で、

図表 15 年次別コミュニティ利益会社登録数（2007年10月末現在）

年 次	登 録 数
2005年	75社
2006年	554社
2007年	715社
合 計	1,344社

（出典）“List of Community Interest Companies”から筆者作成

図表 16 英国の登記所別コミュニティ利益会社数（10社以上のみ 2007年10月末現在）

登録地点	社数	登録地点	社数	登録地点	社数	登録地点	社数
Brighton&Hove	20	Glasgow	10	Norfolk	23	S. Yorkshire	19
Bristol	24	G.London	234	N.Yorkshire	17	Suffolk	25
Cheshire	15	G.Manchester	40	Northamptonshire	12	Surrey	24
Cornwell	34	Hampshire	16	Northumberland	16	Tyne& Wear	82
Cumbria	17	Herefordshire	28	Nottingham	22	W. Midlands	52
Derby	12	Kent	37	Nottinghamshire	11	W. Sussex	14
Derbyshire	12	Lancashire	21	Oxfordshire	13	W. Yorkshire	49
Devon	35	Lincolnshire	10	Plymouth	10	York	10
E. Sussex	20	Luton	12	Reading	11		
Essex	32	Merseyside	32	Somerset	18		

（出典）“List of Community Interest Companies”から筆者作成

1,344社であった（図表15）。年々増加ペースを速め、順調に推移していることがわかる。またコミュニティ利益会社の登記のあった登記所数は123箇所へのぼるが、その内、会社数が10社以上ある登記所が38箇所である（図表16）。グレイター・ロンドンが234社で圧倒的に多い。スコットランドのグラスゴーは10社、エディンバラは5社に過ぎない。

第4章 英国における社会的経済化

1. 社会資本

1990年代に社会資本の概念に基づく地方や地域の開発理論が出現した。社会資本の概念は、コミュニティの強い結束や密なネットワークといったものが地域の経済の見通しを著しく改善できるという考え方である。この考え方は地方の経済社会化においてはどのように適用できるかについて、アラン・ケイ氏はおおむね以下のように述べている。

社会資本とは、「個人と組織の間に存在する何かである」という点については合意がある。その「何か」とは実体的なものとの関係から生まれる信頼、相互理解、あるいは共有された規範および価値観に基づいて互いに行動することによってますます増加するものである。そうすると社会資本は一つの「資源」として定義される。社会資本は、「使われれば使われるほど増加する」点で、他の資本と著しく異なる。

また社会資本は厳密な概念ではないが、人がその存在と日常生活とのかかわりについて語り始めると、すぐ納得できる概念なのである。問題は地方の社会経済を活性化するために社会資本を使うことができるか否かということである。逆説的だが、社会資本は失われて始めてその存在に気づくのである。社会資本の存在に気づき、コミュニティの動き方あるいは機能について我々の理解が進めば、社会資本の蓄積を支援したり、社会資本を再構築することによってコミュニティ開発戦略を高めたり、方向付けをすることが可能になるのである。

社会的企業は、その活動分野の社会資本を使うことによって社会資本を増加させているのである。価値観を明確に共有することによって、同様の価値観をもつ社会的企業との連帯感を創り出せるのである。

信頼と相互性は協同して行動すること、協同して労働する機会を生み出せるのである。公式、非公式を問わずネットワーク化することは、社会的企業を相互に結びつけ、また親しいグループ以外の社会的企業との橋渡しをする事になるのである。

LETS（地域交換取引システム）の仕組みは、会員同志の財・サービスを相互に交換するネットワークを持つことにより常に社会資本を使うと同時に社会資本を生み出しているのである。しかし社会資本ができることには限界がある。社会資本だけでは社会的経済を生み出すことはできず、他の形態の資本、すなわち資金的、人的、環境的そして文化的資本と一緒になければ使えないのである。地域内の社会資本をいくら増加させても、他の形態の資本の代わりにはならないし、それだけでは社会的経済を育成することはできないであろう。

しかし、社会資本は、図表6の社会的経済の部分に示された孤立している組織を結びつける働きを次に述べる4つのやり方で助けてくれるかもしれないのだ。

第1に、身近なもっとも小さい社会的企業からもっとも大きな相互組織まで結びつける明快さと合意できる内容が存在することを示している。

第2に、社会的企業への国レベルの支援が、今は見えていなくてもいずれ共通点を見出せるという信頼感を育てることに力を貸してくれる。

第3に、社会資本の計測方法の研究が必要である。

第4に、社会資本の水準に絶えず注目すべきである。社会資本が減少し始めたり、除外され始めたら、それに反対するために、あるいは健全なバランスを取り戻し公平な社会を創るための一歩として行動すべきである。

つまり、社会資本は、第3システムの発展にとって重要な資源なのである。

以上がアラン・ケイ氏による社会資本の説明の概要である⁽¹⁹⁾。

2. コミュニティ・エンタプライズ

社会資本の蓄積を支援したり、社会資本を再構築するための方策についてコミュニティ開発戦略を実践しているストラスクライデ・コミュニティ・エンタプライズ (COMMUNITY ENTERPRISE IN STRATHCLYDE, 以下CEISと略称)⁽²⁰⁾をケースとして取り上げる。この会社の主なる目的と活動実績は、(1) 主にスコットランド西部の貧困者を対象に失業者を減らすこと (2) 仕事を見つけれられるようスキルを身につけさせる訓練を与えること (3) 仕事を続けたい人の

ために助言したり、相談にのったり、訓練することである。具体的には、

- (1) 保育、住宅、福祉、リサイクル事業、信用組合、開発トラストなど多岐に渡る業種の社会的企業約60社に対し、事業計画の立て方、市場予測、資金調達など8つの専門分野についてビジネス・アドバイスすることである。最近の調査では、90%の顧客から満足しているとの評価を得ている。
- (2) 「完全雇用のための地域の先駆的取り組み」では、2006年度1,834人を対象にした。内訳は、初めて応募した人373人、職についた人369人、他社に依頼した人は671人であった。当社社員だけでなく現地の人を使い、さまざまな機関と関係を結び、さまざまな段階にある求職者を助けるため、他の組織とも提携するなどのやり方を採用した。その中には通常の仕事を出してくれる先の雇用機会に関する情報を顧客に提供したり、労働市場仲介活動(ILM)として助成を受けている仕事に関し就職後も支援を継続したりすることによって顧客を助けたケースもあった。2007～2008年の取り組みとして、現地における雇用の斡旋や監視、新しい雇用の仕組み開発のために当社の社員の身分を一旦辞めて先方に移るといった内容のものまで用意している。
- (3) その他、開発部門では、North Larnarkshireのような恵まれない地域を支援するため、そこの住人たちが働いたり訓練を受ける事が出来るよう交通手段を46週間提供したり、金融をつけたり、地域資産を開発したりするJob Shuttleの取りまとめをした。East Ayrshire ではその地域の社会的経済組織の会計監査の仕事をLSEC (Local Social Economy Partnerships) から請け負った。
- (4) スコットランドでは、開発庁が指導するBIG Lottery Growing Community Assets Fund (GCA) への申込者を支援するためプログラムの一翼を担った。またNorth AyrshireにCommunity Employment Initiative (CEI) とJob Access Serviceを紹介した。CEIは、訓練と雇用に復帰させることが最も困難な人たちの住む地域を再生支援するためのプログラムである。
- (5) 保育の仕事が出来るよう、240人のボランティア希望者、185人の就職希望者、40人の学校新卒者、57人の資格志望者に対し講習、実技指導を行った(図表17)。

従業員数は、年間フルタイム換算で76人であった。

関連会社5社の内訳は図表18のとおりである。(単位£)

図表 17 CEiS2006年度金融活動報告書 (連結ベース・単位 千 £)

項 目	金額	(内 訳 項 目)	(金額)
一般サービス部門収入	86	チャリティ活動収入	
利息収入	64	雇用支援	(1,298)
チャリティ活動収入	3,461	経営支援	(535)
収入合計	3,611	保育支援	(1,628)
一般サービス部門支出	120	計	3,461
チャリティ活動支出	3,482		
管理費用	31	チャリティ活動支出	
支出合計	3,633	雇用支援	(1,333)
期中収支差額	(22)	経営支援	(528)
		保育支援	(1,621)
期首資金残高	854	計	3,482
期末資金残高	832		

図表 18 関連会社内訳 (単位 £)

会 社 名	2006年損益	累積資本
Community Investment in Strathclyde	14,263	332,852
Childcare Works	1,283	3,686
CEiS LTD	Nil	40
Strathclyde Credit Union Development Agency	(15,098)	5,352
Developing Strathclyde Ltd	(3,805)	2,467,455

図表 19 CEiS2006年貸借対照表 (連結ベース・単位 千 £)

資 産		資 本 ・ 負 債	
固定資産	838	固定負債	390
流動資産		流動負債	1,589
その他資産	822	ファンド残高	832
現預金	1,151		
合 計	2,811	合 計	2,811

図表 20 CEIS 2006年度中に投入され使われた条件付ファンド明細 (単位 千£)

ファンド名	金額	資金提供者
FEA	559	Glasgow City Council, etc
CEI Ayr	224	North Ayrshire Community Planning Partnership
North Ayrshire SEGP	36	Communities Scotland, North Ayrshire Council, etc
Job Shuttle	34	North Lanarkshire s Working for Families Fund
Growing Community Assets	40	BIG Lottery
Pollok	21	The National Lottery s Fair Share programme
Renfrewshire	46	Scottish Enterprise Renfrewshire
Jobs Access	64	North Ayrshire Community Planning Partnership
Women Entrepreneurs	85	The Scottish Executive
計	1,109	

3. 社会企業家ネットワーク

信頼と相互性は協同して行動すること、協同して労働する機会を生み出せるのである。公式、非公式を問わずネットワーク化することは、社会的企業を相互に結びつけ、また親しいグループ以外の社会的企業との橋渡しをする事になるのである。

スコットランドで社会的企業家のネットワーク化を進めている社会的企業としてSENSCOT (SOCIAL ENTREPRENEURS NETWORK SCOTLAND)⁽²¹⁾をケースに取り上げる。

この企業は、1999年チャリティではあるが会社ではない組織として出発したが、2005年有限責任保証会社に変更した。この会社の使命は、スコットランドの社会的企業が関与するセクターを拡大し、規模と勢いのある独立したネットワークを築き運用することである。そのため以下の7つのことを事業目的としている。

- (1) スコットランドの過半数の社会的企業を自らのネットワークにつなぐ
- (2) 情報とインスピレーションを電子的に分ち合う

- (3) 情報とインスピレーションをローカル・ネットワークを通じて分かち合う
- (4) 会員相互で支えあい、協同して行動することを仲介する
- (5) 他社と協同で、社会的企業の集合を発展させるため新しいサービスを創る
- (6) 社会的企業セクターの成長を支援する政策に影響を与える
- (7) 社会的企業の優れた点を広報する

2006年度の活動は、スコットランド全体で約3,000社と予想される社会的企業の半数以上と連絡をとった。週間電子情報誌は約3,500部配信している。データベースは約5,500の組織ないし個人の記録を保持している。ウェブサイトには約1,500人から毎週5,000件以上のヒットがある状況であった。昨年からは新しいローカル・ネットワークの構築を続けているが、現在、12の地理的ネットワーク、3つの主題別ネットを運営している。

社会企業家支援については、これまで5年間他社と協力して進めてきており、Scotland UnLtd, DTA Scotland, the Social Enterprise Academy, the Sencost ExchangeおよびFirst Portの5社の設立を応援してきた。これら5社を含め11の組織から構成される社会的企業群に対して当社エディンバラの事務所スペースと共通サービスを提供している。

Social Enterprise Academyは、設立後3年を経過し、8つのリーダーシップ講座、3つの社会ビジネス開発講座、1つのコミュニティ再生のためのリーダーシップ開発講座などを提供し合計575人の出席者を確保した。

第5章 英国のコミュニティ再生金融

1. 社会的投資と社会的配当⁽²²⁾

ジョン・ペアーズ氏によれば、社会的企業に対する金融は寄付ではなく投資と捉えるべきであるという。投資となれば地方公共団体も一般金融機関も社会的企業に対し資金供給しやすくなるが、そのためには今までのやり方を以下のように変更しなければならない。

- (1) 社会的企業が希望するプロジェクト総額を聞いて、自らがどの位支援するのかという基本的な取り組みスタンスを明確にしなければならないという事

である。つまり自らの援助がプロジェクトを運営する人の給与相当分に過ぎないとしてもそこだけに関心を持っている、自らの資金援助が役立ったかどうかの判断はできないということである。

- (2) 援助資金の使い方には時間的制約をつけるべきではない。例えば年度内に使わなければ返済しなければならないというような、援助される側にとって使い勝手の悪い約束を課すべきではない。
- (3) その代わり、他の金銭的投資と同様に、プロジェクトから得られる「社会的配当」の中身について交渉し、投資者として求めるコミュニティあるいは特定の便益についての成果を明確にすべきである。
- (4) 投資額の用途についての会計報告は、企業全体の会計のみとし、全体から切り離された特別会計という形は避けるべきである。

このような寄付文化から投資文化への社会的見方の変更が意味することは、補助金についていえば、今までのように、ただでもらったもので特別成果を問われない資金ではなく、特別の配当を求められる投資であると捉え直されなければならないということである。特別の配当は、もたらされた結果について追求され、監視され、計測され報告されなければならない。

社会的企業に対する補助金を投資と捉えると、その場合求められる配当率はどうのような水準なのかという問題がある。比較のために、PPPs (Public Private Partnerships) を取り上げると、そこでは、リスクを引き受ける民間側は当然高い配当率を求めることになる。しかし社会的企業に対する投資は、Public Community Partnerships (PCPs) と捉え、公共側は、社会的便益を享受するのであるから低い配当率を受け入れるべきであろう。なお期間については長期間を見込むとしても20年というのは例外であろう。

また社会的企業の収支差額の用途について通常、①再投資および成長のための蓄積、②従業員および顧客への特別賞与、③地域への還元の3つが挙げられるが、4番目の用途として「補助金の弁済」も付け加えられるべきであろう。

例えば、ICOF (Industrial Common Ownership Finance Limited)⁽²³⁾は、長年共同所有会社および協同組合に対する貸付に加え、公共資金をそれらの組織につなぐ代理貸しを行ってきた社会的企業である。

2005年からICOFグループの会社は自らを「協同組合とコミュニティのた

めの金融機関」と称し「コミュニティ」を加えた新しい呼び名を使っている。2006年の業績は、図表21のとおり管理費用が大幅に増えたために、前年度に比べ大幅な減益となり税引き後利益は170ポンドであった。経営陣としては株主へ2%の配当率を提案したが、69%の株主から配当金返上の申し出があり、その分は資本蓄積にまわされたと決算報告されている（図表21、22）。

図表21 ICOFグループ収支計算報告（連結ベース・単位 £）

	2006年	2005年
総収入	324,132	321,390
直接費用	(39,383)	(53,696)
総利益	284,749	267,694
管理費用	(283,470)	(231,270)
営業利益	1,279	36,424
固定資産処分損	(1,109)	(1,162)
経常利益	170	35,262

常勤者は4人で28件、992千£の貸付を行っている。

図表22 ICOFグループ2006年度貸借対照表（単位 £）

資 産		資本・負債	
固定資産	14,944	固定負債	265,000
流動資産	5,143,219	流動負債	3,009,461
		資本金および留保金	825,202
		少数持分	1,058,500
合 計	5,158,163	合 計	5,158,163

留保金の大半は10の地域の自治体（ウェスト・ミッドランド・カウンティ議会など）からの寄付金で構成されている。

2. チャリティ銀行 (The Charity Bank Limited) ⁽²⁴⁾

2006年度は、資産を使った資本調達と公共ファンドの受け入れ（フューチャービルダーズ (Futurebuilders) の投資資金125百万ポンド、約312億円……公共サービスの提供を担う個別のボランティア・コミュニティ組織の支援が目的）開始を目指したが、いずれも未実現であった。その代わり本来のチャリティ機関への融資を40%も伸ばした。その結果、利息収入は26%も増加したが、貸付業務増加に伴う営業費用も13%増え、経常損失は560千£と赤字継続となっている。

主な財務指標は図表23の通りである。

図表23 主な財務指標 (単位 千£)

	2006年	2005年	増加率(減少率) %
貸借対照表 総額	40,346	38,591	4.5
一般貸付額	20,056	24,770	(19.0)
チャリティ貸付額	16,453	10,990	49.7
預金受入額	34,127	33,383	2.2
発行済資本調達額	5,202	4,862	7.0
株主資本	3,882	4,045	(4.0)
収支計算書			
純受取利息	1,327	1,055	25.8
営業費用	1,856	1,644	12.9
管理費用	74	95	(22.1)
純損失	(560)	(597)	(6.2)
財務比率			
貸付金/資産総額	40.8%	28.5%	
預金額/資産総額	84.6%	86.5%	
資金運用利回り	5.5%	4.4%	
資金調達コスト	1.9%	1.6%	
株主資本利回り	(14.4%)	(14.7%)	

(出典) THE CHARITY BANK LIMITED, ANNUAL REPORT AND FINANCIAL STATEMENTS, 31st DECEMBER 2006 p.4

3. トリオドス銀行 (Triodos Bank NV) ⁽²⁵⁾

トリオドス銀行は、1968年、経済学者、税法専門の大学教授、コンサルタント、銀行家の4人が集まり、社会的責任を反映したお金のつかい方を研究するグループとして出発した。オランダを出発点(1980)として、ベルギー(1993)、英国(1995)、スペイン(2004)に拠点を持ち、従業員はco-workers(協同労働者)と位置づけられ、銀行活動による環境負荷量を計算し公表するなど銀行としてユニークな活動をしてきている(図表24)。

図表24 トリオドス銀行(単位 百万ユーロ, 人)

	2006	2005	2004	2003	2002	2006÷2002 比率
負債性資本調達額	121	120	102	99	81	1.49
ファンド受託額	1,356	1,072	897	838	729	1.86
貸付総額	854	665	548	467	387	2.21
B/S総額	1,539	1,222	1,026	962	829	1.86
ファンド運用額	1,419	1,184	792	564	453	3.13
運用資産総額	2,958	2,406	1,818	1,526	1,282	2.31
総収入	45.9	36.6	30.2	24.9	22.6	2.03
営業費用	36.8	29.3	22.4	19.1	17.6	2.09
税引後純利益	6.1	5.3	3.6	3.0	2.6	2.35
コ・ワーカー数	349	301	264	224	206	1.69
環境負荷量Eco-Mpt	4,371	4,331	4,546	4,714	5,104	0.86

(出典) Triodos Bank NV, Annual Report 2006 p.1

最近6年間の推移を見るとファンド運用額の伸びが特に大きい。これは、風力発電など再生可能エネルギー開発、オーガニック農業など環境分野のプロジェクトを支援する「グリーン・ファンド (Green Fund)」, 発展途上国の金融機関向けにマイクロファイナンス支援など投資先を選択した「アッデッド・バリュー・ファンド (Added Value Fund)」, 最近売り出され、劇場など文化施設の整備を目指す「カルチャー・ファンド (Culture Fund)」など特定テーマ

を選び、税制上の恩典を組み合わせたものが評価されているためである。また貸付についても、2005年度から2006年度の分野別構成の推移は次の通りである。①自然と環境 34→38%、②社会経済 18→16%、③文化と福祉 45→42%、④南北問題 3→4%。

以上の傾向に共通するものは、人間の尊厳、環境保全、生活の質の重視など社会的価値観を反映した金融商品を設計したことが評価されたこと、ファンドの販売範囲を欧州全体に拡大するためルクセンブルグを拠点に発行するなどの努力をしたことなどが実を結んだことである。

第6章 日本のまちづくり組織の課題

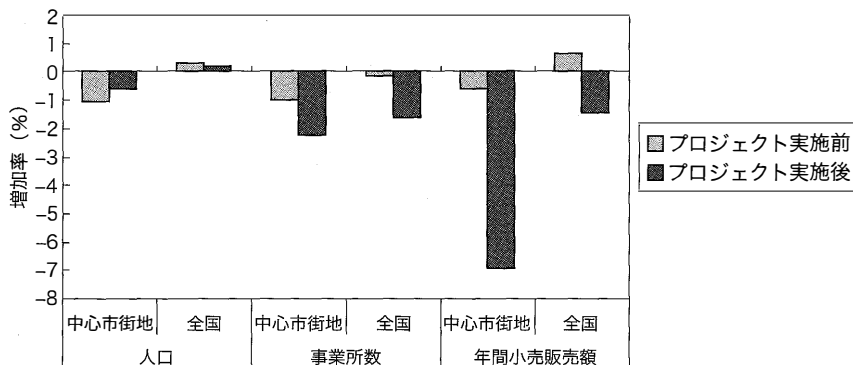
1. 地方分権

日本のまちづくり組織の現状については第2章で中心市街地活性化組織を例にとって検討した。その結果、実施機関に当たるTMOの経営は、まちづくり計画を作る市区町村の意向に強く制約されており、自主性は殆どないことを述べた。さらに市区町村が作る個別のまちづくり計画も特徴がないものが多いように思われる。例えば「岡崎市の商店街振興策」⁽²⁶⁾の場合、国の「方針」に沿って作成されているが、特徴が殆どなく、岡崎市とTMOのパートナーシップについて、岡崎市が地域の再生に本気で取り組んでいる姿勢や熱意は感じられない。

この章では、会計検査院の報告書(2006年10月)を元に、中心市街地活性化計画にもとづき実施されたプロジェクトの効果はどのようなものであったのか調べてみたい。報告書によれば、中心市街地活性化プロジェクト455地区の有効性が、人口、事業所数、年間小売商品販売高の3指標について分析されている。その結果は図表25の通りである。

人口の増加率は、プロジェクト実施前がマイナス1.03%、プロジェクト実施後がマイナス0.60%となっており、人口は引き続き減少しているものの、減少幅は0.43ポイント小さくなっていった。比較すべき全国の人口の増加率は、プロジェクト実施前で0.28%、実施後が0.17%で引き続き増加しているものの、増加率は0.11ポイント低下していた。また市区町村の人口に占める中心市街地の人口の割合を見ると微減傾向にあった。さらに事業所数および年間小売商品販

図表 25 中心市街地および全国の人口、事業所数および年間小売販売額の各増加率比較



売額の推移を見ても、同じように中心市街地の数字は、全国の数字より減少幅は大きいことがわかる。以上のプロジェクト評価を見るかぎり中心市街地活性化計画の有効性には疑問が残る。

黒川和美氏によれば、中心市街地活性化プロジェクトには、最初から次のような問題点があった。①中心市街地は居住環境として劣悪であったこと、②地価が常に高かったこと、③自動車利用が不便であったこと、④地方核都市の中心地域と郊外地域が一体的に開発されにくいという行政区域問題が介在していたこと、⑤そもそも中心市街地に立地する商業者の所有地の広さ、敷地の接道条件など事業ポテンシャルからみて、一世帯が豊かな生活を維持するのに必要な所得を確保するのに不十分であったことなどである⁽²⁷⁾。

しかし筆者が指摘したい最大の問題は、第2章でも述べたように、国が方針を定め、自治体が計画を作成し、商工会議所あるいは第3セクター（特定会社）が実践するという上から下へ（アップダウン）のまちづくり組織のありかたそのものである。中心市街地活性化はアップダウン方式では成果をあげなかったことは確かなのであり、思い切ってボトムアップ方式を展開する時期に来ているように思われる。例えば第1章で言及したテクノポリスの数少ない成功事例である長野県坂城町のケースでも50年前から続いた草の根の努力が実を結んだものなのである⁽²⁸⁾。

次に日英比較という視点から、雇用の問題への組織的取り組みについて取り

上げてみたい。前述の商業再生政策に比べ、雇用政策については未だ国の独占度が高く、地方自治体、民間企業には参加の機会さえ与えられていないというのが、わが国の地域雇用政策の現状であろう。最近の例では、国家公務員削減の波が地方のハローワークの統廃合という形で表面化してきた。それによると厚生労働省は2007年から2008年度、出張所と分室を含めて全国で34箇所（全体576箇所の約6%）を廃止する方針である。自治体、民間から、「国がやらないなら我々にやらせて欲しい」との声が上がったのに対し厚生労働省は、「自治体に業務を移すと、特定地域で雇用情勢が悪化した場合に対応できなくなる」「民間の職業紹介は、一定年収がある在籍者や転職者が対象で、高齢者など就職困難者が多いハローワークの手法とは異なる」と主張して移管を拒んでいる。これが、厚生労働省の行政姿勢であり、地域雇用政策の現状である。この点で、コミュニティ経済開発への英国の政策姿勢と比較すると、殆ど正反対であるようにさえ見える。

英国のコミュニティ経済開発（CED）で示されている「維持可能な再生のための原則」とは次の5つである⁽²⁹⁾。すなわち、

- ① 計画から遂行までの全段階でコミュニティが関与することにより地方民主主義を貫くこと（参加）。
- ② 永続的な仕事を創り出すことに重点を置くよう地域の開発能力や資産を構築するための長期的アプローチをとること（世代間の平等）。
- ③ 価値ある教育や仕事、生活しやすい賃金など社会的価値を見出せる生産物やサービスを強調すること（社会的公正）。
- ④ ゼロサムとなる地域間競争を回避し、取引のための公正な条件によって、地域的かつ外へ向けての地域に根ざした経済を創り出すことを試みること（地理的な平等）。
- ⑤ 地方の経済開発、社会状況や環境を向上させるために公正な統合を試みること（全体的なアプローチ）。

上記原則にもとづき社会的企業は、EU、自治体などさまざまな機関から資金援助を受けるが、経営には口を挟まれず、多くの機関と連携して地域の雇用再生に取り組んでいるのである。

以上、日英のまちづくり組織の比較から示唆されることは、次の4項目である。

- (1) 国は原則を示すにとどめ、地方分権を積極的に進めること
- (2) 情報の共有化のため、自治体から民間企業へ情報を公開すること
- (3) まちづくり計画はボトムアップ方式で進めること
- (4) 国、自治体は民間企業に資金は出しても口は出さないこと

2. 人的会社づくり

英国では1980年代の中小企業政策により都市の企業数は大幅に増えたが、地方の企業数は、それほど増えなかったようである。そのため、地方政府は、社会的企業に雇用対策を頼らざるを得なかった。その政策こそ地方の社会的経済化であり、そのための二つの政策手段が、地域交換取引システム (LETS) と労働市場仲介活動 (ILM) であった⁽³⁰⁾。他方日本の地域再生では、バブル経済の崩壊を経て景気政策、経済構造改革は試みられたが、金融構造改革は遅々として進まず、積極的な中小企業政策も打たれてこなかった。第1章で紹介した日本と英国の中小企業の地域分布は、それらの政策の結果を反映したものであるということができよう。

2005年6月急速に進む中小企業数の減少に対し、日本でもようやく起業と再編を内容とする新しい会社法が成立した。持分会社の一つとして新設された「合同会社」は、対外的には社員全員が出資額の範囲内のみで責任を負う有限責任制であり、内部的には、業務運営や利益配分などのルールをパートナー間で自由に設定できる定款自治が認められている。ただ「合同会社」では構成員課税は認められないため、それを認める「有限責任事業組合」が別途新設された。このような人的資産を信用基盤とする定款自治の会社形態は、諸外国では広く存在していたのに対し、日本にはなく強く求められていたのがようやく実現したものである。

法律施行後の会社設立状況を見ると、合同会社の設立件数は、2006年5月以後毎月400から600件のペースで順調に増加しており、2006年12月末で約3400社、2007年末で8500社となっている。(法務省民事統計部調べ)有限責任事業組合については経済産業省の資料が公表されており、それによれば2005年8月新制度施行後、順調に増加しており、2005年12月末約300件、2006年12月末で約1600件となっている。

図表26 有限責任事業組合（LLP）の地域分布（2006年12月現在 単位 組合）

県名	組合数	県名	組合数	県名	組合数	県名	組合数	県名	組合数
北海道	69	埼玉	43	岐阜	11	鳥取	6	佐賀	4
青森	7	千葉	44	静岡	24	島根	9	長崎	12
岩手	3	東京	638	愛知	50	岡山	16	熊本	13
宮城	21	神奈川	96	三重	8	広島	22	大分	4
秋田	10	新潟	10	滋賀	10	山口	10	宮崎	5
山形	14	富山	18	京都	38	徳島	8	鹿児島	9
福島	16	石川	14	大阪	142	香川	9	沖縄	16
茨城	19	福井	10	兵庫	49	愛媛	14	全県平均	35
栃木	14	山梨	9	奈良	11	高知	5		
群馬	19	長野	26	和歌山	5	福岡	51		

（出典）LLP（有限責任事業組合）の設立状況 経済産業政策局 産業組織課，2007年5月

図表26によりその地域分布をみると、「東京都」が最多の638件と全体の38%を占めており、最小は「岩手県」の3件であり、バラツキが極めて大きい。全県平均38件を上回っているのは、東京都、大阪府、神奈川県、北海道、福岡県、愛知県、兵庫県、千葉県、埼玉県、京都府の10都道府県である。地域別では「関東」が56%、ついで「近畿」で16%となっている。東北、北陸、中国、四国では、一県も全県平均を上回る県はないことから地域ブロックとしてまとめる道州制も今後の課題として考えられよう。

組合員の組み合わせとしては、「個人と個人」の連携が65%、「個人と法人」が22%、「法人と法人」が13%となっている。業種別では「サービス業」が70%、「卸売・小売・飲食店」は12%、「製造業」7%となっている。「サービス業」を細分類すると経営コンサルタント業、不動産鑑定業、個人教授所、土木建築サービス業、機械設計業、技術提供業などを含む「専門サービス業」が約50%を占めている⁽³¹⁾。

日本で今後「まちづくりの民営化」を目指し社会的企業を根付かせるためには、日本の合同会社および有限責任事業組合は、その受け皿でありその動向は興味深いものがある。またスコットランドの場合、社会的企業連合（SSEC）

は、2005年12月に結成され、またロンドンでも英国全土を対象とする社会的企業連合（SEC）が結成されるなど社会的企業の連合組織も作られ、盛んにロビー活動を行っている。日本においても「社会的経済化」を進めるため合同会社なり有限責任事業組合などまちづくり会社の連合組織が求められているといえよう。

3. コミュニティ投資⁽³²⁾

地域再生を担う民間企業への資金誘導を図るものとして、従来公的部門が担っていた事業を営む特定の株式会社（=特定地域再生事業会社 要件は以下に述べる）が発行する株式を個人が取得する場合には、投資額控除、損失繰延、譲渡益圧縮という3つの特例措置が適用されることになっている。特定地域再生事業会社の要件として次の7つの条件が挙げられている⁽³³⁾。

- ① 常時雇用者数が20人以上であること
- ② 地域再生事業をもっぱら行う株式会社であること
- ③ 地方公共団体が発行済み株式総数の5/100以上1/3以下の株式を保有していること
- ④ 非上場会社、非店頭登録会社であること
- ⑤ 中小企業者であり、大規模法人の子会社ではないこと
- ⑥ 計画の認定が取り消された場合の地域再生事業を行う株式会社ではないこと
- ⑦ 株式投資契約を締結する株式会社であること

上記③で、地方公共団体の出資を求めているため、本件で取り上げている会社は第3セクターに限られる。すなわち地方公共団体が経営に口を出す余地は依然残されているといえよう。

まちづくりのために社会的企業を創るほどの意欲はなくても、自分の持てる資産をまちづくりのために役立てることはできる。「金融には政治と同じように社会を変えうる力がある」という共通認識が日本にも遅まきながら出てきたということである。コミュニティ分野へのファイナンスの形態としては、寄付、貸付、債券購入、出資などが代表的なものである。例えば投資をする場合、その資金が、社会的、道徳的、倫理的に間違っ使われないかどうか、あ

るいは社会に貢献するかどうかを判断して金融商品を選択する社会的責任投資の考え方が普及し始めている⁽³⁴⁾。その主流は大手企業に関する株式、社債などの金融商品に対する投資であるが、近年コミュニティの分野の金融商品も育ってきている。

最近増加しているファンド出資等の応募形態としては、図表27の通り、普通株式の取得、匿名組合、任意組合に対する出資など多様である。出資者の権利もさまざまな選択の可能性がある。

図表27 最近のコミュニティ投資事例

募集形態	内 容	地 域	募集単位
普通株式の取得	多目的スタジアム	神奈川県横浜市	250万円～
普通株式の取得	地域づくり事業	島根県旧吉田村	5万円～
普通株式の取得	農産加工品販売事業	高知県四万十町	5～50万円
任意組合に対する出資	NPO融資	北海道札幌市	1万円～
普通株式の取得他	SOHO支援施設	東京都千代田区	50万円～
匿名組合に対する出資	風力発電施設	青森県鯉ヶ沢町	10万円～
匿名組合に対する出資	太陽光発電事業等	長野県飯田市	10万円～

(出典)「市民資金が地域を築く」日本政策投資銀行地域企画チーム編著、2007年

あとがき

2007年10月グラスゴー市の社会的企業を訪ねたとき、両手を合わせて我々に拝むように「働きたい」と強く意思表示をしていた人に会った。雇用創出が極めて身近な問題であることが強く印象に残った。この企業の正面玄関の入口には欧州連合から資金援助を受けていることを示すEUの旗が張られていた。同社はその数倍の国内チャリティ資金も調達し、自ら800名を超える労働者を雇い、3,000人規模の雇用斡旋と2,000人規模の職業訓練を行っていた。スコットランド地方政府は1999年広範な法律制定権を手に入れて以降も社会的企業に対する支援を強化している。例えば年間最低35社以上起業させるための金融

支援策、あるいは公共サービスを住民に最も高い価値で分配するための仕組みづくり（Public Social Partnerships, PSP）も開始した。そのため、地方GDPに占める地方政府の支出の割合は52%ときわめて高い数字になっている。

これに対し、政府支出が多すぎクラウドディングアウトの恐れがあると主張する論者がいる。また電子製品の生産、輸出が急速に減少し、製造業の雇用が減ることなどにより、スコットランドは1997年から2005年の間で、国内で唯一競争力が低下（全12地域中、第4位から第8位に）した地方となっているとの研究結果が最近公表された。多額の政府支出を続けられれば、雇用が保証され居心地のよい生活は築けるが、競争を忘れ非効率な経済になってしまったら、これから始まるBRICsを中心とする世界貿易の大発展時代に乗遅れてしまうと警告する経済学者もいる⁽³⁵⁾。

確かに、1999年自治権委譲後の政府の経済政策については評価するものと、非難するものと評価は分かれている。しかし今後も、自分達の進む方向は自分達で決められる体制は整っているのでいつでも方向を変えることはできるという点は重要である。

一方、日本では道州制などのように大胆で本格的な地方分権は未だ実現していない。地方分権の実現のためには、少なくとも自治体は持てる情報を地元企業や地域金融機関と共有することにより信頼関係（＝社会資本）を築く必要があると思われる。

またヒトの面では、団塊の世代が重要な人物としてクローズアップされ、その持てる時間とお金の一部を割いて地域における人的会社づくり、社会的責任投資の実践に貢献することが望まれるところである。

注

- (1) 中小企業庁編『中小企業白書——2007年版——』p.100, ぎょうせい, 2007年6月。
- (2) Armstrong and Taiter “REGIONAL ECONOMICS AND POLICY Third Edition” p.268～272, Blackwell Publishers Ltd, 2000（アームストロング・H, テイラー・J『地域経済学と地域政策——改訂版——』）。

- (3) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』p.462～464, 2002年3月。
- (4) 岡田知弘・川瀬光義・鈴木誠・富樫幸一『国際化時代の地域経済学(第3版)』第3章「地域開発政策の検証」p.193, 有斐閣, 2007年4月。
- (5) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』p.462, 2002年3月。
- (6) Armstrong and Tailer “REGIONAL ECONOMICS AND POLICY Third Edition” p.254, Blackwell Publishers Ltd, 2000 (アームストロング・H, テイラー・J『地域経済学と地域政策——改訂版——』)。
- (7) Armstrong and Tailer “REGIONAL ECONOMICS AND POLICY Third Edition” p.256, Blackwell Publishers Ltd, 2000 (アームストロング・H, テイラー・J『地域経済学と地域政策——改訂版——』)。
- (8) Pears John “Social Enterprise in Anytown” p.25, CALOUSTE GULBENKIAN FOUNDATION, 2003.
- (9) 会計検査院『中心市街地プロジェクトの実施状況に関する会計検査の結果について』p.3～7, 第30条の3の規定に基づく報告書, 会計検査院, 2006年10月。
- (10) 会計検査院『中心市街地プロジェクトの実施状況に関する会計検査の結果について』p.29～32, 第30条の3の規定に基づく報告書, 会計検査院, 2006年10月・
- (11) 会計検査院『中心市街地プロジェクトの実施状況に関する会計検査の結果について』p.35～40, 第30条の3の規定に基づく報告書, 会計検査院, 2006年10月。
- (12) 会計検査院『中心市街地プロジェクトの実施状況に関する会計検査の結果について』p.40～43, 第30条の3の規定に基づく報告書, 会計検査院, 2006年10月。
- (13) 会計検査院『中心市街地プロジェクトの実施状況に関する会計検査の結果について』p.14～15, 第30条の3の規定に基づく報告書, 会計検査院, 2006年10月。
- (14) 瀬名浩一『地域金融から見たコミュニティ再生の現状と課題——地域金融とコミュニティの新しい関係づくり』p.115～117, 聖学院大学論叢第18巻第2号, 2006年3月。
- (15) 中川雄一郎『社会的企業とコミュニティの再生』大月書店, 2005年4月。
- (16) Pears John “Social Enterprise in Anytown” p.66, CALOUSTE GULBENKIAN FOUNDATION, 2003.
- (17) THE WISE GROUP FINANCIAL STATEMENTS, 31 DECEMBER 2006.
- (18) 柳澤敏勝『コミュニティ利益会社(CIC)規則の影響——VCO(NPO)と社会的企業の反応——』p.117～136, 塚本一郎・柳沢敏勝・山岸秀雄編『イギリスの非営利セクターの挑戦』ミネルバ書房, 2007年6月。
- (19) Pears John “Social Enterprise in Anytown” p.73～82, CALOUSTE GULBENKIAN FOUNDATION, 2003.
- (20) COMMUNITY ENTERPRISE STRATHCLYDE, REPORT AND FINANCIAL

- STATEMENTS, 31st DECEMBER, 2006.
- (21) SOCIAL ENTREPRENEURS NETWORK SCOTLAND, REPORT AND FINANCIAL STATEMENTS, 31st MARCH 2007.
 - (22) Pears John “Social Enterprise in Anytown” p.106～114, CALOUSTE GULBENKIAN FOUNDATION, 2003.
 - (23) Industrial Common Ownership Financial Limited, REPORT AND FINANCIAL STATEMENTS, 31st DECEMBER 2006.
 - (24) THE CHARITY BANK LIMITED, ANNUAL REPORT AND FINANCIAL STATEMENTS, 31st DECEMBER 2006.
 - (25) Triodos Bank NV, Annual Report, 2006.
 - (26) 黒川和美 『地域に根ざした商業再生戦略の展開』 p.72, 73, 神野直彦・森田朗・大西隆・上田和弘・荻谷剛彦・大沢真理編 『自立した地域経済のデザイン』有斐閣, 2004年3月。
 - (27) 黒川和美 『地域に根ざした商業再生戦略の展開』 p.58～60, 神野直彦・森田朗・大西隆・上田和弘・荻谷剛彦・大沢真理編 『自立した地域経済のデザイン』有斐閣, 2004年3月。
 - (28) 岡田知弘・川瀬光義・鈴木誠・富樫幸一 『国際化時代の地域経済学 (第3版)』 p.195,196, 有斐閣, 2007年4月。
 - (29) Armstrong and Tailor “REGIONAL ECONOMICS AND POLICY Third Edition” p.268, Blackwell Publishers Ltd, 2000 (アームストロング・H, テイラー・J 『地域経済学と地域政策——改訂版——』)。
 - (30) Armstrong and Tailor “REGIONAL ECONOMICS AND POLICY Third Edition” p.259, Blackwell Publishers Ltd, 2000 (アームストロング・H, テイラー・J 『地域経済学と地域政策——改訂版——』)。
 - (31) 経済産業政策局産業組織課 『LLP (有限責任事業組合) の設立状況』 p.3, 2007年5月。
 - (32) 谷本寛治編著 『SRI 社会的責任投資入門』 p.8, 55, 60, 日本経済新聞社, 2003年6月。
 - (33) 日本政策投資銀行地域企画チーム編 『市民資金が地域を築く』 p.37～38, ぎょうせい, 2007年1月。
 - (34) 勝間和代 『お金は銀行に預けるな』 光文社新書, p.214, 2007年11月。
 - (35) Donald Mackay “How global forces will compel economic change” Jamieson. B “SCOTLAND’S TEN TOMORROWS” p.69～89, Continuum International Publishing Group, 2006.